

議案第 4 3 号

城里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

城里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 1 0 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 6 年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

城里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年城里町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改める。

第2条に次の3号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



城里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は城里町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(町の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は城里町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の<u>第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限</p>

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(以下略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(以下略)

議案第44号

城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例について

城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す  
る条例を別紙のとおり定める。

令和6年 9月10日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

## 令和6年城里町条例第 号

城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城里町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 当分の間、この条例による改正後の城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。



城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第28条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第1条～第28条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第32条～第43条 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第32条～第43条 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、

保育士とみなすことができる。

第45条、第46条 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第48条 (略)

附 則

第1条～第9条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

保育士とみなすことができる。

第45条、第46条 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第48条 (略)

附 則

第1条～第9条 (略)

(経過措置)

- 2 当分の間、この条例による改正後の城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

議案第45号

城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 9月10日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年城里町条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)」を  
「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)  
第4章 雑則(第53条)」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第23条の見出し中「(掲示)」を「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」  
を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接  
受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放  
送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則  
(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、  
この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本  
その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その  
他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているも  
のについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁  
氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で  
あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)  
により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、  
当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出  
に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、  
当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情  
報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保  
護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  
第1号において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であ  
って次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供する  
ことができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付  
し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の  
使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用  
に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ  
れた記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、  
教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育  
給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提

供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第4章 <u>雑則（第53条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>（追加）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保</u></p>

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  
ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重

第6条～第22条 (略)

(揭示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う児童公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第24条～第37条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(削除)

第39条～第41条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく

要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第6条～第22条 (略)

(揭示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

第24条～第37条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

第39条～第41条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく

困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)、(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 (略)

第43条～第52条 (略)

#### 第4章 雑則

##### (電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した

困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)、(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 (略)

第43条～第52条 (略)

(追加)

電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法によ

る提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

第1条～第5条 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

第1条～第5条 （略）

議案第46号

城里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

城里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 9月10日 提出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
城里町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第1条中 「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。  
第2条中 「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



城里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、城里町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 法<u>第72条第1項</u>各号に規定する事務を処理する。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から公布する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、城里町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 法<u>第77条第1項</u>各号に規定する事務を処理する。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

議案第47号

城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 9月10日 提出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

城里町国民健康保険条例（平成17年城里町条例第111号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



## 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第14条（略）</p> <p>第15条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p style="text-align: center;">以下 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和6年12月2日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第14条（略）</p> <p>第15条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p style="text-align: center;">以下 （略）</p>

議案第48号

城里町行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
城里町行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 9月10日 提出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例  
(城里町課等設置条例の一部改正)

第1条 城里町課等設置条例（平成28年城里町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

(城里町下水道審議会条例の一部改正)

第2条 城里町下水道審議会条例（平成17年城里町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

(城里町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 城里町水道事業の設置等に関する条例（平成17年城里町条例第148号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道課」を「上下水道課」に改める。

(城里町水道事業運営審議会条例の一部改正)

第4条 城里町水道事業運営審議会条例（平成17年城里町条例第149号）の一部を次のように改正する。

第6条中「水道課」を「上下水道課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。



## 城里町課等設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の課を置く。</p> <p>まちづくり戦略課            総務課            町民課            財務課            税務課            国保年金課            長寿応援課            健康福祉課            農業政策課            都市建設課  <u>上下水道課</u></p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>上下水道課</u></p> <p>(1) 公共下水道事業に関すること。            (2) 農業集落排水事業に関すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の課を置く。</p> <p>まちづくり戦略課            総務課            町民課            財務課            税務課            国保年金課            長寿応援課            健康福祉課            農業政策課            都市建設課  <u>下水道課</u></p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>下水道課</u></p> <p>(1) 公共下水道事業に関すること。            (2) 農業集落排水事業に関すること。</p> <p>(以下略)</p>

城里町下水道審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第9条（略） （庶務） 第10条 審議会の庶務は、<u>上下水道課</u>とする。 （以下略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （庶務） 第10条 審議会の庶務は、<u>下水道課</u>とする。 （以下略）</p>

城里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>上下水道課</u>を置く。</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の職務を行う町長（以下「町長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道課</u>を置く。</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>

城里町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第4条関係)

改正後	現 行
第1条～第5条 (略) (庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>上下水道課</u> の主管とする。 (以下略)	第1条～第5条 (略) (庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>水道課</u> の主管とする。 (以下略)

議案第49号

城里町桂町民センターの設置及び管理に関する条例の制定について  
城里町桂町民センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 9月10日 提出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町桂町民センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、城里町桂町民センター（以下「町民センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民福祉の増進と生活文化の向上を総合的に推進するため、町民センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 町民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
城里町桂町民センター	城里町大字阿波山167番地

(事業)

第4条 町民センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 城里町桂町民センター事務分掌規則（令和6年城里町規則第 号）に規定する業務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町民センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第5条 町民センターに町民センター長その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第6条 町民センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第7条 町長は、公益上その他やむを得ない場合又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく諸規程に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号のほか、町長が町民センターの管理上特に支障があると認めたとき。

(使用料)

第8条 町民センターを利用しようとする者は、城里町使用料及び手数料条例（平成17年城里町条例第53号）に規定する使用料を納入しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 町長は、特別の事由及び公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 第8条の規定により、既に納入された使用料は、還付しない。ただし、規則の定めるところにより還付することができる。

(特別の設備の制限)

第11条 利用者は、町民センターの利用に際し、特別の設備をし、又は装飾をしようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第7条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復し、町長に引き渡さなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、町長が代行し、町長はこれに要する費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、故意又は過失により町民センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は亡失したときは、当該施設等を原状に回復し、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(城里町支所設置条例の廃止)

2 城里町支所設置条例（平成17年城里町条例第8号）は、廃止する。

議案第50号

城里町桂町民センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

城里町桂町民センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 9月10日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町桂町民センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例  
(城里町公告式条例の一部改正)

第1条 城里町公告式条例(平成17年城里町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「大字阿波山176番地」を「大字阿波山167番地」に、「桂支所」を「桂町民センター」に改める。

(城里町公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

第2条 城里町公共施設の暴力排除に関する条例(平成20年城里町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

城里町桂町民センターの設置及び管理に関する条例(令和6年城里町条例第 号)  
(城里町使用料及び手数料条例の一部改正)

第3条 城里町使用料及び手数料条例(平成17年城里町条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第2条関係)

桂町民センター使用料

(単位:円)

区分	利用時間	金額(1時間あたり)		
		町内居住者	町外居住者	
営利・宣伝又はこれに類する目的以外に利用するとき	講堂	午前9時～午後5時まで	0	1,020
		午後5時～午後10時まで	0	1,230
	会議室・その他	午前9時～午後5時まで	0	510
		午後5時～午後10時まで	0	610
営利・宣伝又はこれに類する目的に利用するとき	講堂	午前9時～午後5時まで	1,020	2,040
		午後5時～午後10時まで	1,230	2,460
	会議室・その他	午前9時～午後5時まで	510	1,020
		午後5時～午後10時まで	610	1,220

別表第5中「城里町七会町民センター」の次に「使用料」を加える。

別表第6中「・城里町桂公民館」を削る。

別表第6講堂の部を削る。

(城里町立公民館の設置, 管理及び職員に関する条例の一部改正)

第4条 城里町立公民館の設置, 管理及び職員に関する条例(平成17年城里町条例第83号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表常北公民館の項中「旧常北町, 旧七会村」を「城里町」に改め、同表桂公民館の項を削り、同条第2項中「桂公民館」を「常北公民館」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。



城里町公告式条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後		現 行	
(本則略)		(本則略)	
(附則略)		(附則略)	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
掲示場の位置	掲示場名	掲示場の位置	掲示場名
城里町大字石塚1428番地の25	役場前掲示場	城里町大字石塚1428番地の25	役場前掲示場
城里町大字阿波山167番地	桂町民センター掲示場	城里町大字阿波山176番地	桂支所掲示場
城里町大字小勝2268番地の3	七会町民センター掲示場	城里町大字小勝2268番地の3	七会町民センター掲示場

城里町公共施設の暴力排除に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(本則略) (附則略)</p>	<p>(本則略) (附則略)</p>
<p>別表（第2条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>
<p>城里町庁舎等管理規則（平成17年城里町規則第6号）</p>	<p>城里町庁舎等管理規則（平成17年城里町規則第6号）</p>
<p>城里町町営駐車場管理規則（平成17年城里町規則第52号）</p>	<p>城里町町営駐車場管理規則（平成17年城里町規則第52号）</p>
<p>城里町立学校設置条例（平成17年城里町条例第75号）</p>	<p>城里町立学校設置条例（平成17年城里町条例第75号）</p>
<p>城里町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例（平成17年城里町条例第83号）</p>	<p>城里町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例（平成17年城里町条例第83号）</p>
<p>城里町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第84号）</p>	<p>城里町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第84号）</p>
<p>城里町立郷土資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第85号）</p>	<p>城里町立郷土資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第85号）</p>
<p>城里町立山村文化資源保存伝習館設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第86号）</p>	<p>城里町立山村文化資源保存伝習館設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第86号）</p>
<p>城里町コミュニティセンター城里の設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第87号）</p>	<p>城里町コミュニティセンター城里の設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第87号）</p>
<p>城里町生活改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第123号）</p>	<p>城里町生活改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第123号）</p>
<p>城里町体育館等の設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第90号）</p>	<p>城里町体育館等の設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第90号）</p>
<p>城里町運動公園設置及び管理等に関する条例（平成17年城里町条例第91号）</p>	<p>城里町運動公園設置及び管理等に関する条例（平成17年城里町条例第91号）</p>
<p>城里町健康管理トレーニングセンター条例（平成17年城里町条例第92号）</p>	<p>城里町健康管理トレーニングセンター条例（平成17年城里町条例第92号）</p>
<p>城里町常北保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第96号）</p>	<p>城里町常北保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成17年城里町条例第96号）</p>
<p>城里町七会保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成17年城</p>	<p>城里町七会保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成17年城</p>

里町条例第97号)

城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第176号)

城里町特産品直売センターかつらの設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第177号)

城里町物産センター「山桜」の設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第158号)

城里町総合野外活動センターの設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第176号)

城里町総合スポーツ公園の設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第176号)

城里町徳蔵緑地広場設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第132号)

城里町赤沢江憩いの広場設置及び管理等に関する条例 (平成17年城里町条例第133号)

城里町緑の広場設置及び管理等に関する条例 (平成17年城里町条例第134号)

城里町公共下水道条例 (平成17年城里町条例第135号)

城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例 (平成17年城里町条例第138号)

城里町法定外公共物の管理に関する条例 (平成17年城里町条例第141号)

城里町営住宅管理条例 (平成17年城里町条例第144号)

城里町営住宅集会所管理規則 (平成17年城里町規則第129号)

城里町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成17年城里町条例第146号)

城里町営徳蔵住宅管理条例 (平成17年城里町条例第157号)

城里町水道事業の設置等に関する条例 (平成17年城里町条例第148号)

城里町公用バス管理規程 (平成17年城里町告示第18号)

城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例 (平成29年城里

里町条例第97号)

城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第176号)

城里町特産品直売センターかつらの設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第177号)

城里町物産センター「山桜」の設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第158号)

城里町総合野外活動センターの設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第176号)

城里町総合スポーツ公園の設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第176号)

城里町徳蔵緑地広場設置及び管理に関する条例 (平成17年城里町条例第132号)

城里町赤沢江憩いの広場設置及び管理等に関する条例 (平成17年城里町条例第133号)

城里町緑の広場設置及び管理等に関する条例 (平成17年城里町条例第134号)

城里町公共下水道条例 (平成17年城里町条例第135号)

城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例 (平成17年城里町条例第138号)

城里町法定外公共物の管理に関する条例 (平成17年城里町条例第141号)

城里町営住宅管理条例 (平成17年城里町条例第144号)

城里町営住宅集会所管理規則 (平成17年城里町規則第129号)

城里町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成17年城里町条例第146号)

城里町営徳蔵住宅管理条例 (平成17年城里町条例第157号)

城里町水道事業の設置等に関する条例 (平成17年城里町条例第148号)

城里町公用バス管理規程 (平成17年城里町告示第18号)

城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例 (平成29年城里

町条例第34号)

城里町環境センターの設置及び管理に関する条例（平成25年城里町条例第12号）

城里町衛生センターの設置及び管理に関する条例（平成25年城里町条例第13号）

城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例（平成25年城里町条例第17号）

城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成31年城里町条例第13号）

城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（令和4年城里町条例第4号）

城里町桂町民センターの設置及び管理に関する条例（令和6年城里町条例第 号）

町条例第34号)

城里町環境センターの設置及び管理に関する条例（平成25年城里町条例第12号）

城里町衛生センターの設置及び管理に関する条例（平成25年城里町条例第13号）

城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例（平成25年城里町条例第17号）

城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成31年城里町条例第13号）

城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（令和4年城里町条例第4号）

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第3条関係)

改正後		現 行		
(本則略)		(本則略)		
(附則略)		(附則略)		
別表第1～別表第3 (略)		別表第1～別表第3 (略)		
別表第4 (第2条関係)		別表第4 削除		
桂町民センター使用料				
(単位：円)				
区分	利用時間	金額 (1時間あたり)		
		町内居住者	町外居住者	
当利・宣 伝又はこ れに類す る目的以 外に利用 するとき	講堂	午前9時～午後5時 まで	0	1,020
		午後5時～午後10時 まで	0	1,230
	会議室・ その他	午前9時～午後5時 まで	0	510
		午後5時～午後10時 まで	0	610
当利・宣 伝又はこ れに類す る目的に 利用する とき	講堂	午前9時～午後5時 まで	1,020	2,040
		午後5時～午後10時 まで	1,230	2,460
	会議室・ その他	午前9時～午後5時 まで	510	1,020
		午後5時～午後10時 まで	610	1,220
別表第5 (第2条関係)		別表第5 (第2条関係)		
城里町七会町民センター使用料		城里町七会町民センター		
(表略)		(表略)		
別表第6 (第2条関係)		別表第6 (第2条関係)		

城里町常北公民館・城里町岩船地区公民館・城里町塩子生活改善センター使用料

(単位：円)

区分	利用時間	金額 (1時間あたり)
体育室 (全面)	午前9時～午後5時まで	1,020
	午後5時～午後10時まで	1,230
体育室 (半面)	午前9時～午後5時まで	510
	午後5時～午後10時まで	610
会議室・その他	午前9時～午後5時まで	510
	午後5時～午後10時まで	610
生活改善センター	午前9時～午後5時まで	510
	午後5時～午後10時まで	610

備考 町内在住者は無料とする。

(以下略)

城里町常北公民館・城里町桂公民館・城里町岩船地区公民館・城里町塩子生活改善センター使用料

(単位：円)

区分	利用時間	金額 (1時間あたり)
講堂	午前9時～午後5時まで	1,020
	午後5時～午後10時まで	1,230
体育室 (全面)	午前9時～午後5時まで	1,020
	午後5時～午後10時まで	1,230
体育室 (半面)	午前9時～午後5時まで	510
	午後5時～午後10時まで	610
会議室・その他	午前9時～午後5時まで	510
	午後5時～午後10時まで	610
生活改善センター	午前9時～午後5時まで	510
	午後5時～午後10時まで	610

備考 町内在住者は無料とする。

(以下略)

城里町立公民館の設置，管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正後			現 行		
第1条（略） （設置） 第2条 公民館の名称，位置及び対象区域は，次のとおりとする。			第1条（略） （設置） 第2条 公民館の名称，位置及び対象区域は，次のとおりとする。		
名称	位置	対象区域	名称	位置	対象区域
常北公民館	城里町大字下青山1番地の1	城里町全域	常北公民館	城里町大字下青山1番地の1	旧常北町，旧七会村 全域
			桂公民館	城里町大字阿波山167番地	旧桂村全域
2 前項に規定する常北公民館に別表に掲げる分館を設置する。 （以下略）			2 前項に規定する桂公民館に別表に掲げる分館を設置する。 （以下略）		